

# 子ども・子育て支援新制度の概要

資料③

## 市町村主体

## 国主体

### 子どものための教育・保育給付

認定こども園・幼稚園・保育所・  
小規模保育等に係る共通の財政支援

#### 施設型給付費

認定こども園 0～5歳

#### 幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園  
3～5歳

保育所  
0～5歳

※ 私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

#### 地域型保育給付費

小規模保育、家庭的保育、  
居宅訪問型保育、事業所内保育

### 子育てのための施設等利用給付

新制度の対象とならない幼稚園、  
認可外保育施設、預かり保育等の  
利用に係る支援

#### 施設等利用費

新制度の対象とならない  
幼稚園

特別支援学校

預かり保育事業

認可外保育施設等

- ・認可外保育施設
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・子育て援助活動支援事業  
(ファミリー・サポート・センター事業)

※認定こども園(国立・公立大学法人立)も対象

### 地域子ども・子育て支援事業

地域の実情に応じた  
子育て支援

- ①利用者支援事業
- ②延長保育事業
- ③実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ④多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑤放課後児童健全育成事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦乳児家庭全戸訪問事業
- ⑧・養育支援訪問事業  
・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑨地域子育て支援拠点事業
- ⑩一時預かり事業
- ⑪病児保育事業
- ⑫子育て援助活動支援事業  
(ファミリー・サポート・センター事業)
- ⑬妊婦健診

### 仕事・子育て両立支援事業

仕事と子育ての  
両立支援

・企業主導型保育事業  
⇒ 事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援(整備費、運営費の助成)

・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業  
⇒ 繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援

## 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援（案）

多様な事業者の参入促進・能力活用事業（子ども・子育て支援法に規定された地域子ども・子育て支援事業（いわゆる13事業）の1つ）にメニューを追加し、

- ・地方自治体（市町村・特別区）の仕上げ
- ・国で一定の基準を設けるものの地方自治体の裁量を認めることが可能な仕組み で実施。

### 1. 支援対象経費

幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない、本事業の要件を満たす施設等を利用する満3歳以上の幼児の保護者が支払う利用料：どの施設等でも共通的に徴収している、いわゆる保育料。

### 2. 基準額

対象幼児1人当たり月額 20,000円

ただし、利用する施設等の過去3カ年の平均月額利用料が20,000円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料

### 3. 給付方法

市町村等から保護者に直接給付する。

### 4. 対象施設等の基準

【必須】以外は地方の裁量で内容や確認方法等の変更可。その際は、合議制の機関で審議。

職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員【必須】 有資格者3分の1以上（幼稚園教諭、保育士、看護師）</li> <li>○配置基準（幼児：活動従事者）【必須】 3歳児 20：1 / 4歳以上児 30：1 また、2人を下回ってはならない</li> </ul>
設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○面積基準：集団活動室 1.65㎡以上/人</li> <li>○設備基準：調理室、便所、手洗用設備、必要な遊具等の備え付け</li> </ul>
対象施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開所時間【必須】 概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上</li> <li>○保育の必要性のある子どもの割合【必須】 幼児教育・保育の無償化の対象となる満3歳以上の子どもの数が、当該施設等を利用する満3歳以上の子どもの概ね半数を超えないこと</li> </ul>
非常時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>【必須】 ・消火用具、非常口の設置 ・非常災害に対する計画策定、訓練の実施</li> <li>・集団活動室を2階に置く場合は準耐火、3階以上に置く場合は耐火建築物（建物がない場合には、活動の実態に応じて必要と考えられる措置）</li> </ul>
幼児の処遇等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○活動内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児一人一人の心身の発育や発達状況に基づいた適切な活動の計画を策定・実施</li> <li>・各施設等の活動方針に基づいた計画の策定</li> </ul> </li> <li>○給食：出す場合、年齢等に配慮した食事内容等</li> <li>○健康管理・安全確保【必須】</li> <li>○職員・子どもの帳簿の整備</li> <li>○適切な会計処理が確認可能</li> </ul>

### 5. 国と地方の負担割合

国、都道府県、市区町村 1/3ずつ

# 神戸市における自然体験活動 いわゆる「森のようちえん」について

## いわゆる「森のようちえん」

(NPO法人森のようちえん全国ネットワーク連盟資料より)

- ・ 運営主体は社会福祉法人やNPO、任意団体など様々
- ・ 海や川、野山、畑、都市公園などで自然体験活動を展開
- ・ 施設を持たない団体もあれば、認可幼稚園、認可保育施設もある

## 神戸市における「森のようちえん」の活動概要

- ・ 市内での活動団体は3団体（すべて任意団体）  
中央区、須磨区、西区で活動中
- ・ 施設を持たず、活動場所は市内の公園や海岸等
- ・ 1団体あたりおよそ10名程度の3歳から5歳の児童が所属
- ・ 月あたり25,000円程度の保護者負担

●●市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業  
モデル実施要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第1項第4号の規定に基づく地域子ども・子育て支援事業として、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業を利用する幼児にかかる利用料に関する支援を行うことにより、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 対象施設等 満3歳以上の小学校就学前の在園する全ての幼児を対象として提供している標準的な開所時間が、概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上である施設等のうち市長が別表1に定める基準を満たすもので、次に掲げる施設等ではないもの。

イ 法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設

ロ 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設

ハ 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者

ニ 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等（子育てのための施設等利用給付（法第30条の2）を受給している満3歳以上の小学校就学前の幼児の数が、当該施設等を利用する満3歳以上の小学校就学前の幼児の数の概ね半数を超えない施設等は除く。）

二 利用料 対象施設等に在籍する全ての幼児に対して提供する集団活動に対して、対象施設等が保護者から徴収する利用料であって、入園料、施設整備費、延長利用又は預かり保育の利用料、実費徴収費（食材費、通園費など対象施設等において提供される便宜に要する費用。）の類ではないもの。

三 対象幼児 本市の住民のうち、対象施設等を概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用し、当該利用日の属する月の初日に在籍している者であって、次のいずれにも該当しない満3歳以上の小学校就学前の幼児。

イ 子どものための教育・保育給付（法第11条）を受けている者。

ロ 子育てのための施設等利用給付を受けている者。

ハ 企業主導型保育事業（法第59条の2）を利用している者。

四 集団指導 本市が対象施設等の事業者を一定の場所に集めて、講習等の方法により指導を行うこと。

（基準適合審査の申請）

第3条 本事業の対象施設等として市長の決定を受けようとする施設等の事業者は、●●市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（対象施設等の決定）

第4条 市長は、前条に規定する対象施設等基準適合審査申請書の提出があったときは、その内容を審査し、対象施設等として決定をしたときは●●市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等決定通知書（様式第2号）により、申請を却下したときは●●市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業基準適合審査申請却下通知書（様式第3号）により、申請を行った事業者に通知するものとする。

(対象施設等の決定の取消し)

第5条 市長は、対象施設等が偽りその他不正な手段により前条に規定する対象施設等の決定を受けたと認めるときは、対象施設等の決定を取り消すことができる。

(対象費用)

第6条 給付金の対象となる費用は、対象幼児の保護者が対象施設等に支払う利用料とする。

(給付基準額)

第7条 対象幼児1人当たりの給付基準額は、1月につき、2万円とする。ただし、本事業の対象施設等として決定した日の属する年度の前年度以前、過去3カ年の平均月額利用料(10円未満の端数がある場合は切り捨て。)が2万円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料とする。

(給付金の額)

第8条 給付金の額は、対象幼児の保護者が現に対象施設等に支払った月額の利用料と月額の給付基準額のいずれか少ない額とする。

(給付金の支給申請等及び申請期限)

第9条 給付金の支給を受けようとする対象幼児の保護者は、●●市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請書(様式第4号)に関係書類を添えて、市長が別表2に定める日までに、市長に提出しなければならない。

2 対象施設等は市長が別表3に定める日までに、月毎の在籍名簿(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(支給決定等)

第10条 市長は、前条に規定する支給申請書の提出があったときは、その内容を審査し、給付金を支給することを決定をしたときは●●市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給決定兼支払通知書(様式第6号)により、支給しないことを決定したときは●●市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請却下通知書(様式第7号)により、対象幼児の保護者に通知するものとする。

(支給の方法)

第11条 給付金は、対象幼児の保護者から指定された金融機関の口座へ、●●市から直接振り込むことにより支給するものとする。

(支給決定の取消し)

第12条 市長は、対象幼児の保護者又は対象施設等が偽りその他不正な手段により、対象幼児の保護者が給付金の支給決定を受けたと認めるときは、支給決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、●●市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給決定取消通知書(様式第8号)により対象幼児の保護者に通知する。

(給付金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により給付金の支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る給付金が既に支給されているときは、対象幼児の保護者に対し、当該給付金の全部又は一部の返還を

求めることができる。

- 2 前項の規定による給付金の返還に係る違約加算金及び延滞金の取扱いについては、市長が別に定めるものとする。

(関係書類の整備)

- 第14条 対象施設等は、本事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、本事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(給付金に関する報告等)

- 第15条 市長は、給付金の支給に関し必要があると認めるときは、給付金の支給決定を受けた対象幼児の保護者又は代理人に対し報告を求め、または調査することができる。

(指導・監査)

- 第16条 市長は、対象施設等に基準を遵守させるとともに、適正な給付金の支給を実施する観点から、少なくとも概ね1年に1回は、対象施設等に対して本要綱に定める内容等を周知徹底させるために、集団指導を実施する。

- 2 市長は、特に必要と認める場合、実地により個別に指導又は施設等の監査を行うことができる。

(委任)

- 第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 第1条 この告示は、令和 年 月 日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）対象施設等の決定基準

国の事業実施要綱で定める基準を踏まえて各市町村が記載（概ね以下のような記載とする方向で検討中。）

項目	基準の内容
1. 集団活動に従事する者の数（※）	集団活動に従事する者の数は、満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児概ね 20 人につき 1 人以上、満 4 歳以上の幼児概ね 30 人につき 1 人以上であること。 ただし、施設等につき 2 人を下回ってはならないこと。
2. 集団活動に従事する者の資格（※）	集団活動に従事する者の概ね 3 分の 1（集団活動に従事する者が 2 人の施設等にあつては、1 人）以上は、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四十七号）に規定する普通免許状をいう。）を有する者、保育士若しくは看護師（准看護師含む。）の資格を有する者又は都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十九条の四第一項の児童相談所設置市においては、それぞれの長。以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）修了したもの（1 日の利用幼児の数が 5 人以下の施設等に限る。）であること。
3. 設備（有する場合）	(1) 集団活動を行う部屋（以下「集団活動室」という。）のほか、調理室（給食を提供する場合に限る。自らの施設等で調理を行わない場合には、必要な調理・保存機能を有する設備。）及び便所（手洗設備を含む。）があること。 (2) 集団活動室の面積は、概ね幼児一人当たり 1.65 m <sup>2</sup> 以上であること。 (3) 必要な遊具、用具等を備えること。
4. 非常災害に対する措置（※）	〔建物がある場合〕 (1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。 (2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。 (3) 集団活動室を 2 階に置く場合には建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物、3 階以上に置く場合には耐火建築物とすること。なお、集団活動室を 2 階に設ける建物が耐火建築物又は準耐火建築物ではない場合においては、(1)に規定する設備の設置及び(2)に規定する訓練に特に留意すること。 〔建物が無い場合〕 活動の実態に応じて、一時的に退避可能なスペースの確保など必要な対策をとること。
5. 集団活動内容	(1) 幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、活動内容を工夫すること。 (2) 各施設等の活動方針に基づいた計画を策定し、実施していること。
6. 給食（提供する場合）	幼児の年齢、発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とし、予め作成した献立に従って調理すること。
7. 健康管理・安全確保（※）	幼児の健康観察等を通じて、日々の幼児の健康を管理するとともに、幼児の安全に配慮した活動を行うため必要な健康管理や安全管理を行うこと。
8. 利用者への情報提供	活動の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明・情報提供

供	を行うこと。
9. 備える帳簿	職員及び利用幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備しておかなければならないこと。
10. 会計処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。</li> <li>(2) 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成すること。</li> <li>(3) 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。</li> <li>(4) 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。</li> </ul>

※の項目は必須としている項目であり、国が事業実施要綱で定める水準を下回る（緩める）内容とすることは不可。

## 神戸市の取り扱い（案）

－ 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援 －

### ○ 基本的には、国が示した要綱どおりに実施

#### (1) 開所時間（要綱第2条）

- ・ 国の要綱「概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上」  
→ 「週20時間以上かつ年間780時間以上開所する場合」は、週4日までは対象

#### (2) 集団活動に従事する者の数（別表1の1）

- ・ 別表1「満3歳以上満4歳に満たない幼児概ね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児概ね30人につき1人以上」  
→ “概ね”を削除し限定

#### (3) 集団活動に従事する者の資格（別表1の2）

- ・ 別表1「集団活動に従事する者の概ね3分の1」  
→ “概ね”を削除し限定

#### (4) 対象施設（要綱第2条）

- ・ 無償化の対象になっていない神戸市内の幼児教育類似施設等のみを対象  
(無償化の対象になっている施設は対象外)
- ・ 認可施設、認可外保育施設等は対象外  
(既存の支援策を活用して支援)
- ・ 対象施設は、いわゆる「森のようちえん」、外国人学校など10施設程度を想定